

戰國秦の「邦」と畿内

序 論

- 一 秦簡の「邦」の諸相
- 二 「故秦」の再検討
- 三 戰國秦の「中」と「郡」の関係
結びにかえて

渡 邊 英 幸

序 論

「邦」は、先秦時代の漢語世界にあって、日本語の^①くに^②（英語の state）に相當する名詞であった。西周金文には周・諸侯そして「夷（尸）」の集團を「邦」と表記した事例があり、戰國時代の簡牘資料でも「邦」字を用いた表記が廣汎に認められる。『史記』をはじめとする傳世文獻では先秦時代の國を「國」と表記するが、秦代以前の原資料では、その多くが「邦」字で表記されていたと推定されている。このように「邦」は中國文明の國家觀や領域觀の基底をなす重要な語句であった。^①

かかる「邦」の意味と展開は、もちろんこれまででも大きな課題と認識され、とくに密接な関係を持つ「國」字との關聯^②や、高祖劉邦の避諱との關わり^③といった論點を中心に議論が重ねられてきた。近年の研究により、古い認識のいくつか

——例えば、「國」の原初的意味が都市國家の城壁内部を意味する、といった説^④——が見直されたが、「邦」については議論がさほど深化しておらず、また見解が一致を見ていない部分もある。^⑤さらに近年では、里耶秦簡や嶽麓秦簡をはじめとする新史料の發見・公表により、新たな問題點も顯現してきた。

とりわけ注目すべきは、秦の統一との關わりである。別稿で検討したように、^⑥里耶秦簡「里耶秦簡一〇八六」^⑥「更名扁書」は、秦の地方官吏が統一前後に行われた公的用語の改定に關する規定をまとめた一覽表と推定される。そこには「騎邦尉」「郡邦尉」「邦司馬」「邦門」など「邦」を冠するいくつかの用語が、統一の前後一齊に改定され、「邦」字が抹消されていた事實を傳えている。これは前漢初年の高祖の避諱より以前に、「邦」に對する改變・抹消が實施されていたことを示す新知見である。ぐくに^⑦を示す重要語句の多くが喪失している事實は、その背後に國家體制や法體系の重大な變革が存在したことを豫想させる。それはいかなる性質の變革であつたのか。その闡明には、統一以前の秦における「邦」の意味を正確に把握する必要があるだろう。

これに關聯して、重大な論點が浮かび上がる。それは「邦」の字義である。かつて「邦」は漠然と秦國全體（その範圍が問題になるのだが）を意味すると考えられてきたが、近年これに異論が提示されている。すなわち戰國秦の「邦」は、秦の「故地」たる關中・畿内領域——從來「故秦」「内史」「關中」「畿内」などと呼ばれてきた——のみを指す語句であつた、とする見解である。その代表的な論者が楊振紅氏である。楊氏は、先秦から統一期の文字資料を検討し、秦の「内史」が一貫して畿内掌治の行政官であつたと解釋するとともに、「邦」がその管轄範圍である畿内領域のみを指していたとしている。

また周海鋒氏も、嶽麓秦簡『爲獄等狀』四種の「邦亡」を取り上げ、それが從來言われてきたような秦の領域全體からの逃亡ではなく、郡と區別された畿内からの逃亡を意味していたと論じた。さらに孫聞博氏も、秦漢時代の「尉」制度を體系的に検討した論考の中で、里耶秦簡の「郡邦尉」等の記述から、戰國秦では領域全體が「邦」と認識される一方、畿

内領域と各「郡」がそれぞれ別の「邦」とも呼ばれていたとする見解を提示している。

かくして問題は、「邦」の字義のみならず、秦における國家觀や領域觀にも波及する。實のところ、秦が畿内領域（關中地區）を「故地」「本國」と見なしていたとする認識は、日本でも早くから共有されてきたものである。例えば工藤元男氏は、戰國秦で關中地區が「故秦」すなわち「固有の秦土」と呼ばれ、郡縣制と封建制によって統治されていたのに対し、その外側の「占領地」には様々な「臣邦」が置かれており、その住民はただちに完全な秦人とは認定されず、秦人女性との婚姻・出産を通じて始めて「秦化」されていたとして、兩者間に大きな區別が存在したことを論じている。¹⁰⁾

これとは別に鶴間和幸氏は、睡虎地秦簡の律が「故秦」すなわち「もとの戰國秦領域」を對象とした「非常に片寄った法」であったとし、秦帝國形成の過程において、「もとの戰國秦」の間を「故秦人」と呼ぶ一方、東方六國の人びとで秦の支配下に新たに入った者を「新民」と呼稱し、嚴格に區別していたとする。¹¹⁾ その「故秦」の範圍は渭河盆地と黄土高原、すなわち内史・隴西・北地・上郡であったとも述べている。¹²⁾

また大櫛敦弘氏は、戰國秦から統一秦の領域構造について議論し、秦の「本土」である關中地域を圍む關所のラインと、「占領地」たる關中外の領域を圍む邊關のラインという「二重の國境綫」が存在し、外側のラインが「邦」の境界を形成する一方、その内部でも「本土」（中・故秦・秦中・邦中などと呼ばれた）と「占領地」（内）の諸郡との間に明確な地域差が存在したとしている。¹³⁾ さらに大櫛氏は「内史」をめぐる先行諸説を廣く検討し、秦の關中地區に対する統治には、内史・廷尉・太史などの「中央諸官府が分擔してその屬縣を統轄する」、「かつてそれが領域全體^{さうみ}」であったころの體制が存続しており、そこには關中地區外の郡すなわち「占領地」に對して、「本國」「本土」としての性格が色濃く残されていた、とする見解を提示している。¹⁴⁾

以上の諸説には、關中地區を中心とする「故秦」「故地」「本國」と、關外の諸郡「占領地」との間に、統治上の境界性や不均等を讀み取る認識が共通している。また「邦」に關する認識は大きく違ふとはいえ、戰國秦において關中の内外

が區別されていたとする点では、楊振紅氏らの説とも通底した視座が認められる。

しかし戦國秦にあって、關中（畿内）と關外諸郡との間に、實際どの程度の「區別」が存在していたのだろうか。またその「區別」は、「邦」や「秦」の内外と認識されるほど強いものだったのだろうか。すでに別稿で論じたように、¹⁵ 地秦簡や嶽麓秦簡に見える「邦亡」を關中地區から關外諸郡への逃亡とする説の成り立ちがたいことは明らかであり、關中地區と關外諸郡とが別個の「邦」と認識されていたとする見解についても疑念が残るとしなくてはならない。さらに従來多くの研究者の間で共有されてきた、關中地區が一貫して秦の「本國」「故地」と見なされ、「占領地」との間に地域的分界が存在していたとする認識にも、再検討の餘地があると考ええる。

關中地區が秦の「故地」「本國」と見なされていたとする認識の根據としては、大きく三點が挙げられる。第一は、關中地區やその住民を指す「故秦」という名稱が存在し、その外側の「新地」「新民」と區別されていたと考えられてきたこと。第二は、雲夢睡虎地秦簡に「郡」の存在がほとんど確認できず、關中が秦の「邦」であるかの如き記載が認められたこと。第三は、漢代史料に關中地區を「秦」や「故秦」と稱する記述が残されていたことである。¹⁶ このうち第三點は、秦の解體と漢の成立を前提にした言説であり、戦國秦の地域觀を直接證する史料にはなり得ない。主に検討すべきは第一および第二の點になろう。

そこで本稿では、次の諸點を検討する。まず（一）戦國秦の文字資料に見える「邦」の意味である。そこにはどの程度の多様性が認められ、また畿内を「邦」と認識する事例は存在したのか。次に（二）戦國秦の領域内における地域的分界について。戦國秦には關中のみを「故地」「本國」と見なし、それ以外の占領地を「新地」「新民」として區別する意識が存在したのか。そして（三）戦國秦の領域擴大の中で、畿内と畿外とはいかなる關係にあり、またそれが表出する律令の體系はどのように展開したのか。以上の三點である。この検討を通じて、戦國秦の國家觀・領域觀と、その前提となる統治構造の展開の一端を説明することが、本稿の目的である。

なお本稿で使用する概念について一言しておきたい。渭河盆地を中心とする關中平原は、周・秦の本據地であるが、これまでの研究上で「關中」・「王畿」・「京師」・「内史」など様々な呼稱で把握され¹⁷⁾、その用法が必ずしも定まっているわけではない。よく知られた「關中」は、漢初には巴蜀地域をも含む広い範圍（大關中）を意味したとする説があり¹⁸⁾、「内史」についても明確な首都圏として確立していたのか否かをめぐり議論がある¹⁹⁾。だが後述するように、少なくとも戦国末から統一秦には、諸郡と對比された首都圏を「中」や「内史」と稱する用例が確立していたことは確實であり、また行論上、行政区劃ではなく地域を指す概念が必要となる。本稿では、渭河盆地の關中平原（大關中ではない）を地域として呼ぶ場合は「關中」を、行政区分として郡以外の首都圏（京師）を呼ぶ場合には「畿内」を、それぞれ括弧なしで使用する。また史料上に登場する語句を使用する場合には「中」や「内史」などと括弧を付けた形で表記したいと考える。

一 秦簡の「邦」の諸相

睡虎地秦簡にみえる「邦」は、一定の多様性を持つ語句である。従來の注解や研究の中で提示されてきた解釋は、次の四つに大きく分けられる。

- (a) 秦國もしくは國家一般
- (b) 秦以外の國や集團
- (c) 城邑・國都
- (d) 關中地區

以下、各事例を検討し、その是非を追檢證することにした。なお睡虎地秦簡の事例は【表Ⅰ】に整理してあるので、あわせて参照いただきたい。

表 I 睡虎地秦簡の「邦」

番號	語句	「邦」の意味	原文	資料名	簡番號
1	邦亡	秦國	人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買(賣)、把錢借邦亡、出徼、得。論各可(何)毆(也)。當城旦黥之、各界主。	法律答問	5
2	邦亡	秦國	告人曰邦亡、未出徼闕亡、告不審、論可(何)毆(也)。爲告黥城旦不審。	法律答問	48
3	臣邦	封國	「擅殺・刑・髡其後子、灑(讞)之。」●可(何)謂「後子」。●官其男爲爵後、及臣邦君長所置爲後天子、皆爲「後子」。	法律答問	72
4	邦客	秦國／國家	「邦客與主人鬪、以兵刃・投(爰)梃・拳指傷人、擊(搯)以布。」可(何)謂「擊(搯)」。擊(搯)布入公、如貨布、入齋錢如律。	法律答問	90
5	臣邦	封國	可(何)謂「贖鬼薪盜足」。可(何)謂「贖宮」。●臣邦真或君長、爵當上造以上、有罪當贖者、其爲羣盜、令贖鬼薪盜足。其有府(腐)罪、【贖】宮。其它罪比羣盜者亦如此。	法律答問	114
6	邦關	秦國	「盜出朱(珠)玉邦關及買(賣)於客者、上朱(珠)玉內史、內史材鼠(予)購。」●可(何)以購之。其耐罪以上、購如捕它罪人。贖罪不購。	法律答問	140
7	邦門	都市・聚落	旄火延燔里門、當贖一盾。其邑邦門、贖一甲。	法律答問	160
8	臣邦	封國	臣邦人不安其主長、而欲去夏者、勿許。」可(何)謂「【去】夏」。欲去秦屬是謂「【去】夏」。	法律答問	176
9	臣邦 它邦	封國	「真臣邦君公有罪、致耐罪以上、令贖。」可(何)謂「真」。臣邦父母產子及產它邦而是謂「真」。●可(何)謂「夏子」。●臣邦父・秦母謂毆(也)。	法律答問	177-178
10	外臣邦 邦徒	國家	使者(諸)侯・外臣邦、其邦徒及僞吏不來、弗坐。」可(何)謂「邦徒」・「僞使(吏)」。●徒・吏與僞使、而弗爲私舍人、是謂「邦徒」・「僞使(吏)」。	法律答問	180
11	邦亡	秦國	邦亡來通錢過萬、已復、後來盜而得、可(何)以論之。以通錢。	法律答問	181
12	它邦	國家	可(何)謂「函面」。「函面」者、藉(藉)秦人使、它邦耐吏・行旄與僭者、命客吏曰「函」、行旄曰「面」。	法律答問	204
13	邦中之 徭	秦國	邦中之繇(徭)及公事官(館)舍、其段(假)公、段(假)而有死亡者、亦令其徒・舍人任其段(假)、如從興戍然。 工律	秦律十八種	101
14	屬邦	國家	道官相輸隸臣妾・收人、必署其已稟年日月、受衣未受、有妻母(無)有。受者以律續食衣之。 屬邦	秦律十八種	201
15	邦司空	秦國	不當稟軍中而稟者、皆贖二甲、法(廢)。非吏毆(也)、戍二歲。徒食・敦(屯)長・僕射弗告、贖一歲。令・尉・士吏弗得、贖一甲。●軍人買(賣)稟粟所及過縣、贖一歲。同車食・敦(屯)長・僕射弗告、戍一歲。縣司空・司空佐史・士吏將者弗得、贖一甲。邦司空一盾。	秦律雜抄	11-14

16	邦	國家	古者、民各有鄉俗、其所利及好惡不同、或不便於民、害於邦。	語書	1
17	邦	秦國／國家	今法律令已具矣、而吏民莫用、鄉俗淫失(佚)之民不止、是卽法(廢)主之明法毀(也)、而長邪避(僻)淫失(佚)之民、甚害於邦、不便於民。	語書	3-4
18	邦	國家	操邦柄、愼度量、來者有稽莫敢忘。賢鄙漑辭、祿立(位)有績執轡上。	爲吏之道	5 伍-6 伍
19	邦	國家	邦之急、在體(體)級、撥民之欲政乃立。上母間陸、下雖善欲獨可(何)急。	爲吏之道	7 伍-8 伍
20	邦	國家	申之義、以殿疇、欲令之具下勿議。彼邦之罔(傾)、下恆行巧而威故移。	爲吏之道	11 伍-12 伍
21	相邦·邦	魏國	廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦：民或棄邑居塹(野)、入人孤寡、徼人婦女、非邦之故也。	爲吏之道	16 伍-21 伍
22	邦	國都	陽日、百事順成。邦郡得年、小夫四成。以蔡(祭)、上下羣神鄉(饗)之、乃盈志。	日書甲種	3 正貳
23	邦	城邑/小國	達日、利以行帥(師)出正(征)、見人。以祭、上下皆吉。生子、男吉、女必出於邦。	日書甲種	7 正貳
24	邦中	城邑	壬癸病、甲有聞、乙醉。若不醉、煩居邦中。歲在西方、黃色死。	日書甲種	72 正貳-73 正貳
25	邦門	城邑	北門、利爲邦門、賤人弗敢居。	日書甲種	126 正貳
26	邦君門	城邑	東門、是胃(謂)邦君門、賤人弗敢居、居之凶。	日書甲種	119 正參
27	邦	城邑/小國	己卯生子、去其邦。	日書甲種	145 正壹
28	邦	城邑/小國	戊子生子、去其邦北。	日書甲種	144 正貳
29	邦	城邑	凡字最邦之高、貴貧。	日書甲種	15 背壹
30	邦	城邑	字最邦之下、富而瘠。	日書甲種	16 背壹
31	邦中	城邑	凡邦中之立叢、其鬼恆夜諱(呼)焉、是遽鬼執人以自伐(代)也。乃解衣弗裨、入而搏(搏)者之、可得也乃。	日書甲種	67 背貳-68 背貳
32	邦門	城邑	行到邦門困(闕)、禹步三、勉壹步、諱(呼)：「皋、敢告曰、某行毋(無)咎、先爲禹除道。」卽五畫地、掇其畫中央土而懷之。	日書甲種	111 背-112 背
33	邦	城邑/小國	平達之日、利以行師徒·見人·入邦。罔(網)遷(獵)、獲。作事、吉。	日書乙種	19 壹
34	邦門	城邑	【出】邦門、可☐	日書乙種	102 參
35	邦	?	☐☐右環(還)、日行邦☐	日書乙種	105 參
36	邦中	?	戊己有疾、巫堪、王父爲姓(管)、☐☐☐索魚鯨☐☐☐間、乙醉(作)、不醉(作)、☐☐邦中、中歲在西、人黃色、死土日。	日書乙種	184
37	邦	城邑/小國	壬申生、有問(聞)邦。	日書乙種	239
38	邦	城邑/小國	己卯生、去其邦。	日書乙種	240
39	邦	城邑/小國	戊子生、去其邦北亟。	日書乙種	241-242
40	邦君	封國	凡生子北首西鄉(嚮)、必爲上卿、女子爲邦君妻。	日書乙種	248
41	邦	城邑/小國	酉失火、邦有年。	日書乙種	251-252

(a) 秦國や國家一般を指す「邦」

まず基本的と思われる用例から確認しよう。戦国時代の秦簡には、秦國自體を指した「邦」の事例が確認できる。睡虎地秦簡『語書』は秦王政二十年に南郡守が下した詔令の寫しと考えられ、睡虎地秦簡の中でも例外的に時間的な定點を持つ言説である。その中に、法律令に従わぬ行爲を「害於邦」と述べ、秦國全體を「邦」と明示的に呼稱する【表Ⅰ…16、17】。同様の事例としては『爲吏之道』にも「邦柄」「邦之急」「彼邦之傾」という事例を確認できる【表Ⅰ…18～20】。當該篇が秦の官吏の習熟すべき規範・識字テキストであったとすれば、「邦」は彼らの屬する秦國そのものを含意していたに相違ない。

また戰國秦には國外逃亡を意味する「邦亡」という犯罪名が存在した。(睡虎地秦簡には、「徼」なる境界綫を越えた時點で犯罪行爲が成立したとする認識が見える【表Ⅰ…1、2、11】)。「徼」は秦の郡縣領域の周縁の境界を意味し、里耶秦簡では防壁を持つ境界が「塞」、防禦施設を伴わない境界が「徼」であり、また戰國秦の境界が統一後に「故塞」「故徼」と更名されたことが明示されている。北の長城綫Ⅱ「塞」とそれ以外の境界Ⅱ「徼」とが、戰國秦の「國境」を形成していた事實が認められよう。なお「故徼」は嶽麓秦簡『秦律令(壹)』にも境界綫として見え、文獻にも漢代の西南方面に秦の「故徼」が存在した記事が見える。⁽²²⁾

さらに嶽麓秦簡『爲獄等狀』四種には、戰國最末期の秦・楚の國境地帯で頻發していた「邦亡」に關する裁判案例が複数確認できる。⁽²³⁾すでに別稿で明らかにしたように、『爲獄等狀』四種に見える「邦亡」は均しく秦の領域全體(畿内十郡)からの逃亡であり、關中地區から各郡への逃亡と解釋することはできない。これにより、戰國末期には南郡を含む秦の郡縣領域全體が「邦」と見なされていた事實が確定した。

以上のように戰國秦では、郡を含めた秦國全體を「邦」と稱する事例が存在した。ただ問題となるのは、睡虎地秦簡に

は「内史」などの官が諸縣を管轄する記事が複数確認できる反面、「郡」の記事がきわめて少ない事實である。そのため楊振紅氏のように、秦代の「邦」は内史が管轄する畿内Ⅱ關中地區であったとする解釋が生ずるのであるが、睡虎地秦簡には「内史」と「郡」とを對比し、前者のみを「邦」と稱した記述は認められない。ではその時代性をどのように理解すればよいのであろうか。

睡虎地秦簡の秦律に「郡」の記述がきわめて少ない點は、以前から問題となってきた。後述する『日書』の事例を除けば、「郡」の用例は『法律答問』第一四四簡「郡縣除佐」、『秦律十八種』置吏律第一五八簡「縣・都官・十二郡免除吏及佐・羣官屬」そして秦王政二十年の『語書』のみである。墓主「喜」が南郡諸縣で史として活動していた時期、秦の領域は多くの郡を含み、ほかならぬ南郡でも當該律令が行われていたはずである。ところが多くの律の文面はその時代狀況と大きく乖離している。

この點はすでに先行研究が踏み込んだ議論を提示している。裘錫圭氏は、睡虎地秦簡の秦律は秦が郡を設置する以前の、内史所屬の諸縣を對象とした内容と定式を保持しており、それが領域擴大後の郡でも「襲用」されていたのだろうと推定した。⁽²⁴⁾江村治樹氏も次のように論ずる。睡虎地秦簡の秦律は實際に南郡で施行されていたものだが、そこには内史が諸縣を統轄する形態の條文が多く認められ、増補形式から見ても古い律をそのまま残している。これは當該秦律が本來は内史領域を對象とする律であり、地方の郡では、律文の内史を郡守に「讀替」えて「準用」されていたことを示す、と。⁽²⁵⁾

かかる「讀替」説についてはその後異論もあったが、近年、大楠敦弘氏は諸説を總括して次のように論じている。すなわち戰國秦の内史は、秦全土の財政や文書行政を統轄する中央官の一つであるが、「秦の故地」を治める地方行政官でもあるという「二重性」を有していた。内史や廷尉・太史等の中央諸官が屬縣を統轄する體制は、「秦の故地」が「領域全體」であった頃のものであり、領域擴大後はその規定が諸官を郡守に「讀替」える形で準用されたとする。後述するように「秦の故地」概念には疑問が残るのであるが、關中が秦の領域全體であった時期の秦律が睡虎地秦簡に保存されている

點、それらが郡にも準用されていたとする點は、きわめて説得力に富む見解であろう。

これら先行諸説の成果が示すように、睡虎地秦簡の律令は、秦が擴大領域に郡を設置する以前の體制、すなわち關中地區が秦の「領域全體」であり、内史を始めとする中央諸官が國內諸縣を統轄していた時期の律文を保存していると理解される⁽²⁸⁾。睡虎地秦簡に「内史」と「郡」を對比する記述が見えず、また『爲獄等狀』四種から戰國末の「邦」が郡を含む範圍であったことが確定されたことは、戰國秦を通じて内史の管轄範圍は畿内⁽²⁹⁾に「邦」であったとする楊振紅説に對する有力な反證である。すなわち睡虎地秦律の中に、内史と諸縣の管掌關係を伝える條文が複数認められ、かつ縣を超える範圍が「邦」と呼稱される理由は、畿内のみが「邦」と認識されていたためではなく、秦の「邦」領域全體が關中地區に限られていた時期に制定された條文を傳えているためと考えられるのである。

また睡虎地秦簡の時代性については吉本道雅氏により踏み込んだ検討がある。吉本氏は、語句の網羅的検討により、睡虎地秦簡の中でも『秦律十八種』『效律』『秦律雜抄』『法律答問』『封診式』の書寫時期を秦王政元年(前二四六)から五年(前二四二)と斷定している。用字例から書寫年代を歸納的に絞り込んだ検討は確度が高く、新出史料が増加した現在でも價値を失わない。ただ當然、そこに記されている律文の時代は、書寫時期を下限とするものであり、制定時期はより溯ることになる。おそらく喜は、關中地區が領域全體であった時期に制定された古い條文に、郡の設置後に加えられた少數の條文を合わせてファイリングしていたのであろう。この推定は、睡虎地秦簡の時代性と、秦の國制の展開にも關わるため、本論の最後でもう一度言及する。

秦國全體を指す「邦」の範圍を考察する場合に、もう一つ問題となるのが「邦司空」や「邦尉」など、「邦」字を冠する官職名と、その管轄範圍である。統一以前の秦の文字史料にはしばしば「邦」字を冠した官職名・用語が認められる。睡虎地秦簡に「邦司空」が見え、諸縣の「縣司空」よりも上級官と推定されてきた【表Ⅰ・15】⁽³²⁾。邦司空は他の中央官と同じく、諸縣を統轄していたと推定できる。こうした「邦」字を冠する官職名は他にも「邦尉」「郡邦尉」「邦司馬」など

いくつか確認できる。⁽³³⁾

これら「邦尉」「郡邦尉」「邦司馬」については前稿で検討を加えた。その結論を述べれば、「邦尉（國尉）」とは諸縣の縣尉を統轄する上級武官であり、「邦司馬」はその屬官であった。秦の領域が關中諸縣に限られていた時期は邦尉―縣尉の系統のみであったが、周邊領域に郡が設置されたことで、その管轄範囲に限界が生じ、増員して各郡に分置する必要がある。これが「更名扁書」にいう「郡邦尉」であり、後の郡尉に相當する。近年発見された「南陽邦尉」や「洞庭邦尉」の事例は、南陽郡・洞庭郡に設置された「郡邦尉」である。⁽³⁴⁾「更名扁書」の規定は、各郡に置かれた「郡邦尉」「邦司馬」の名稱を、統一に際して「郡尉」「郡司馬」に改定したものと推定される。また郡邦尉に對し、舊來の中央官の邦尉は、後に「中尉」と改稱されたと考えられる。すなわち、

〈置郡以前〉



なる展開過程が想定可能である。張家山漢簡『二年律令』秩律に「中尉」と「郡尉」、「中候・郡候」、「中司馬・郡司馬」の名稱が確認でき、また嶽麓秦簡『秦律令』にも「中」「郡」を對比する條文が認められる事實は、この想定を裏書きするものである。

したがって「邦司空」にしても「邦尉」にしても、關中地區を管轄していたことは事實であるが、それは郡と對比された畿内が「邦」と呼ばれていたことを意味しない。當初の「邦」はあくまでも「秦邦」全體であり、また縣を越える廣域的な管轄範囲を持つ官職名であったと考えるべきである。⁽³⁵⁾

(b) 秦以外の國や集團を指す用例

秦簡には、秦以外の國や集團を「邦」と呼んだ事例が複数認められる。

まず「臣邦」【表Ⅰ・3、5、8、9】である。その實質をめぐり議論が積み重ねられてきたが、私見では「臣邦」とは秦に臣屬し、實效支配を受けていた國であり、その内實には、服屬した異民族の集團、秦が封建した封君・列侯、そして原理的には秦に降伏した諸侯國をも内包していたと推定される。⁽³⁶⁾ その統治階層たる「君長」「君公」が秦律に準據した實效支配を受けていたことは確實であり、屬下の住民については、おそらく「君長」「君公」を通じて間接統治が原則であったと思われる。

「臣邦」が秦と別個の「邦」と認識されていたことは、そこからの離脱が「去夏」なる用語で把握され、「邦亡」とは區別されている事實からも確認できる。注目すべきは兩者の領域的な重層構造である。巴郡南郡蠻（麋君巴氏）の「蠻夷君長」〔後漢書〕南蠻西南夷列傳。「臣邦君長」に相當、嫪毐の亂で動員された「戎翟君公」〔史記〕秦始皇本紀。「臣邦君公」に相當)の存在が物語るように、「臣邦」は領域的には秦の郡縣内部にも存在しうるものであり、秦の「邦」内で入れ子構造を爲していたと考えられる。この點は大櫛敦弘氏が正しく指摘する通りである。

ほかに「外臣邦」「它邦」【表Ⅰ・9、10、12】がある。詳細はすでに論じたので繰り返さないが、「它邦」は秦との統屬關係を持たない諸侯國や蠻夷、「外臣邦」は傳世文獻にいう「藩臣」に相當し、いずれもいまだ秦の實效支配を受けざる政體を指している。

「臣邦」との關聯を議論されてきた官職名に「屬邦」がある。かつて兩者が混同されたり、郡と同一視されたこともあるが、別個の概念であることを確認しておきたい。

睡虎地秦簡の『秦律十八種』屬邦律には、道官同士での輸送や衣食支給に關する法規定があり、⁽³⁷⁾ 屬邦が各道に對して統

轄権を保持していた事実を推定できる。「屬邦」は官印や長官名が確認され、武器の鑄造や保管を行っていた。⁽³⁸⁾「屬邦」は漢代の典屬國に聯續する中央官府の一つであり、おそらく道を通じて各地の異民族を統轄する権限を有していたと考えられる。

この「屬邦」については、始皇帝二十八年と推定される、琅邪郡から「内史・屬邦・郡守」宛てに通達された平行文書が里耶秦簡に含まれている。

(1) ……亥朔辛丑、琅邪假守の□、敢て内史・屬邦・郡守の主に告ぐ。

琅邪尉、治を卽墨に徙したり……琅邪守より四百三十四里。卒人、縣官に令して、辟する、吏卒の衣用、及び卒に物故有りて、當に辟・徵・還すべきもの有らば……琅邪尉に告げしむべく、琅邪守に告ぐる母れ。琅邪守に告げ、固より留費すれば、且つは輒ちに卻け、吏の當に坐すべき者を論ぜん。它是律令のごとし。敢て……。

(里耶秦簡 10801正面)

内容は琅邪郡尉の治所が卽墨に移動したこと、及び處理すべき案件があれば郡尉に通告すべきことを傳えたものであり、全土の行政單位に對する通達である。では「内史・屬邦・郡守」とは、それぞれいかなる系統を對象とした通達であったのだろうか。

まず「内史」からは畿内の諸縣に傳達されたと推定される。戰國末期の秦では、すでに「内史」と「郡」とを區分する行政區劃が成立していた。⁽⁴²⁾一方「郡守」は畿外の諸郡の長官であり、これを通じて屬下の行政機構に傳達された。秦王政二十年の睡虎地秦簡『語書』において南郡守が隸下の「縣道官」に令を下している事實を考慮すれば、各郡に所屬する縣・道・都官に傳達していたと考えてよいであろう。

そして「屬邦」は道官に對する文書行政も管轄していたと考えられる。郡守が屬下の道に文書を下達していた事實を踏まえるならば、始皇二十八年の琅邪郡文書における屬邦は、まずは畿内の道に對して文書を傳達していたのであろう。

さらに最近になって、「屬邦」に關する新たな史料が公表された。里耶秦簡の第二分冊に收められた簡牘中に「遷陵屬邦候」なる官名が含まれている。⁴³これは始皇二十六年の統一前後に西陽縣と遷陵縣の間でやり取りされた平行文書であり、它なる逃亡者の案件中に、前年「遷陵屬邦候顯」「候丞不智名」が「反寇」と戰鬪し、候丞が戰死した旨の記述が見える。詳細は不明だが、統一戰爭末期に「屬邦候」が遷陵縣に派遣され、楚の殘黨もしくは異民族との戰鬪に従事していたのであろう。然りとすれば、洞庭郡・遷陵縣の統屬關係とは別の形で、中央から「屬邦」の屬官が郡縣に派遣されていた事實を傳える史料とすることができよう。これはいわば屬邦の「都官」というべきものであり、漢代武帝期以降に「屬國」が來降した異民族の居住地に設置される事例の、遙かな濫觴と見なすこともできるかも知れない。

以上の新たな情報を加えるならば、内史・屬邦・郡守を通じた全土への情報傳達経路は、次のように復元できるだろう。

- ・ 内史―畿内の縣・都官
- ・ 屬邦―畿内の道+全土の屬邦都官（―全土の異民族集團）
- ・ 郡守―畿外の縣・道・都官

このように屬邦とは、おそらく元來異民族の「邦」を統轄する中央官府であり、道への特殊な管轄権限を有していたが、統一前後には内史・郡守と並び、畿内の道官への文書行政と、各地に派遣された屬官を管轄する役割も果たしていたと理解できる。

(c) 城邑・國都を「邦」と呼ぶ事例

戰國秦には「邦門」という語句があった。『法律答問』に「旆火して里門を延燔すれば、當に贖一盾とすべし。其の邑

の邦門なれば、賞一甲」とあり【表Ⅰ…7】、『日書』甲・乙にも「邦門」の事例が複数確認できる【表Ⅰ…25、32、34】。さらに里耶秦簡「更名扁書」にも「邦門」から「都門」への更名規定がある。

その意味については諸説ある。工藤元男氏は「邑邦門」は縣城の大門を指すと解釋し、戰國秦の「邦」は、必ずしも國の意味に限定されない、縣や郷などを含めた多義的な語彙であったとする。⁽⁴⁵⁾これに對して大西克也氏は『日書』の記事を根據に、「邦門」とは「將軍門」や「邦君門」などと並ぶ邑門の名稱の一つであり、「邦門」が縣城に置かれていたからといって、縣が「邦」と呼ばれたことにはならない、と指摘する。⁽⁴⁶⁾また楊振紅氏は、これらの説とは異なり、「邦門」とは咸陽の正門であったとする解釋を提示し、「邦」を畿内領域とする自説との整合化をはかっている。⁽⁴⁷⁾

では「邦門」とは何であろうか。『法律答問』が「里門」と「邦門」を對比し、さらに「更名扁書」にも「邦門」の改稱が記載されている事實を根據にすれば、

①「邦門」は官府で使用される公的な用語であった

②「邦門」は里門と對比され、「邑」にある特定の門を指した

という二點は動かない。やはり「邦門」とは、「里」よりも大規模な聚落、すなわち郷・縣クラスの城邑一般の門を指していたと考えるのが自然である。

問題となるのは『日書』の記事である。「將軍門」や「邦君門」などの諸門は、邑門を方角や配置によって分類した觀念的な名稱であり、それらが當時の秦國社會に存在したことは確かであろう。ただし、「邦門」とこれら諸門の觀念的な名稱を同列に扱うことはできない。「邦門」が公的用語であったのに對し、「封君門」などの名稱は、必ずしもそうとは考えられないからである。『日書』甲種【表Ⅰ…25、26】に

(2) 北門、邦門と爲す（ち）に利し。賤人は敢へて居らざれ。

(3) 東門、是を封君門と謂ふ。賤人は敢へて居らざれ。之に居るは凶。

とある。「封君門」は東門の別稱(俗稱)として扱われている。それに對し、「邦門」は北門そのものを指した名稱でなく、諸門の中から選定される特定の門であり、北門がそれに相應しいとされている。したがって『法律答問』の事例と比較するまでもなく、「邦門」は邑における特定の門、おそらく正門を指したと考えるのが適當である。これは城邑一般を「邦」と認識する見方が、統一以前の秦國社會に存在したことを物語る。また占術書の文脈において「封君門」や「將軍門」等の觀念的呼稱が存在していたことは確かとしても、それは各邑が「邦」と呼稱されていたことの反證にはならない。

以上から判断すれば、戰國秦では確かに城邑を「邦」になぞらえる用法が存在していたことが判明する。これは城邑自體を「邦」とする、いわば都市國家(邑制國家)の時代を想起する懷古的用法である。「邑邦門」という呼稱が示す如く、「邦」と認識されていたのはあくまで都市や聚落一般であり、縣や郷という行政單位ではないと考えるべきだろう。

次に人びとの生活空間を「邦中」と稱した事例が『日書』甲・乙に確認できる【表Ⅰ・24、31】。また人間の吉凶を判断する文脈において、居住場所の高所・低所を「最邦之高」「最邦之下」と表現している【表Ⅰ・29、30】。これらは人間の居住空間を「邦」と稱したものであり、やはり具體的には聚落を指すものと考えてよいだろう。同様に「邦中之立叢」という表現も、生活空間としての聚落内部にある叢林をかく稱したものと考えられる。つまりこれらの事例は、人びとが居住する邑の空間を「邦」と稱しており、先に検討した「邦門」と通底する用例である。

注目すべきは、『日書』には明らかに國都ないし都市國家を指す「邦」の事例が確認できることである。人間の運命を占斷する文脈にあって、「入邦」や「去其邦」など、個人が生活・出入する單位としての「邦」が見える【表Ⅰ・23、27、28、33、37、38、39】。同様の事例は、實は傳世文獻にも存在する。例えば『禮記』曲禮上には、

- (4) 竟に入りては禁を問ひ、國に入りては俗を問ひ、門に入りては諱を問ふ。
 (5) 國に入るには馳せず、里に入るには必ず式す。
 (6) 郊祭、喪者敢へて哭せず、凶服者敢へて國門に入らず、敬の至りなり。

といった用例が見える。事例(4)は宮門―國―境域という同心圓的な境界、事例(5)は里と對比される國都、事例(6)は郊祭が舉行される國邑の門を題材としており、いずれも國都、あるいは邑を主たる構成単位とする小國家を「國(邦)」と呼ぶものである。ことに事例(5)の「國」が「里」と對比され、先に検討した『法律答問』の「邑邦門」と同じスケールを持つことには留意してよい。これは睡虎地秦簡が、實のところかなり古い時期の慣用的な語彙を留めていることを物語るものである。

(d) 關中地區を指すとされる「邦」

次に先行研究で關中地區を指すと解釋されてきた「邦」の諸例を検討する。
 まず『秦律十八種』に見える「邦中之繇(徭)」の事例である【表I・13】。

- (7) 邦中の徭、及び公事にして舍に館し、其の公より假るものにして、假りて死亡せし者有れば、亦た其の徒・舍人に令して其の假を任せしむること、興に従ふもの・戍のごとく然り。 工律

この史料は財政史研究でしばしば取り上げられてきた。⁽⁴⁸⁾ 工藤元男氏は「邦中」とは畿内の意味で、内史所管の「故秦」の地であったと解釋し、大櫛敦弘氏も斷定を留保しつつ、關中地區の可能性を指摘する。一方、山田勝芳氏・重近啓樹氏

は「邦中之徭」を中央的徭役であったと考え、「邦中」を國都咸陽の意味に解している。また廣瀨薰雄氏は、秦簡の「徭」の字義を再検討し、それが従来同一視されてきた踐更とは異なり、臨時的な勞役の徵發であったと解釋する。

以上の諸説に基づき、ここでは「邦中」とは「秦邦の中央」という意味であり、領域内の諸縣から國都咸陽へと臨時的に徵發される力役を「邦中之徭」と稱したものと考える。當該條文に「郡」との對比が論じられていない以上、「邦中」を畿内全體と解釋することはできない。「中」が中央の意味を持つとすれば、「邦中」とは「邦」の中心たる國都咸陽を指したと考えるのが自然であろう。張家山漢簡『奏讞書』に採録された案件一七（秦王政元年、前二四六年）に「踐更咸陽」の事例が見えるが、「邦中之徭」は關中諸縣から咸陽への勞働力動員のうち、輪番の踐更ではなく臨時の徭役を指したものと推定される。

注意すべきは、當該條文の「邦」が事實として關中地區を指していたとしても、それが畿内を意味していたのではないという点である。先述したように睡虎地秦簡の秦律の大部分は置郡以前の定式を保存している。つまり「邦中」の「邦」とは、あくまでもその時点での秦邦全域の意味であり、畿内領域の稱謂ではなかった可能性が高い。

この點は、「邦關」の事例も同様である。睡虎地秦簡『法律答問』【表1・6】に

(8) 「珠玉を邦關より盗出するもの、及び客に賣る者あれば、珠玉を内史に上れ。内史は材^{はか}りて購ひを予へよ」と。

●何を以て之に購ふ。其の耐罪以上なれば、購ふこと他の罪人を捕らふるがごとくせよ。贖罪なれば、購はざれ。

とある。脱文若しくは節略があるが、律文の趣旨は珠玉を「邦關」外に持ち出そうとしたり、國外から來た「客」に賣却した者を捕らえた場合の購賞規定に相違ない。珠玉の價格に照らして盗出・盜賣者の科刑が行われ、その價格に應じて購賞が支給された。その際の購賞支給の主體が「内史」と明記されている。

これは一見すると、内史の管轄範圍たる畿内が「邦」であった、とする解釋を導く史料の如くである。しかし當該條文に「郡」の存在は全く見えず、確認できるのは、律文制定時に内史が「邦關」を管理していたという事實のみである。すると當該條文もまた、置郡以前の時期、内史が關中諸縣を管轄していた段階で制定された律文と考えるべきである。したがって「邦關」は、やはり「秦邦」の關所を意味していたことになる。

律文制定時點の「邦關」は函谷關・武關に代表される關中地區を構成する諸關であった可能性が高い。⁵⁰ 領域擴大後には、諸郡の邊部に新たに置かれた關、即ち「邊關」を指す呼稱へと推轉したと考える。⁵¹ 嶽麓秦簡『爲獄等狀』四種により、戰國末の秦の「邦」が南郡等の諸郡を含む範圍であったことが證明された。従つて郡界の境界に置かれた關所が「邦關」と呼稱されていた可能性は高い。⁵² この推定に従えば、置郡後に邊關で發生した場合の事案處理は、律文の「内史」を所管の郡守に讀み替える形で處理されたと考えるのが自然である。

では睡虎地秦簡には、郡と對比する形で畿内のみを「邦」と稱した事例は存在しないのであろうか。該當する可能性のある事例を一例のみ見出すことができる。『日書』甲種には「邦・郡得年」という記事がある【表Ⅰ・22】。假にこの「郡」が郡縣制の郡であれば、これは畿内領域を「邦」と呼んだ唯一の事例ということになる。

しかし留意すべきは、當該記事が歴史的な定點を持たない『日書』の占斷記事であるという點であろう。【表Ⅰ】が示すように、睡虎地秦簡『日書』には、先に検討した城邑・小國を指した「邦」の用例がきわめて多く、逆に郡縣制の「郡」について言及する事例は他に認められない。かかる『日書』において、この箇所でのみ郡縣制を前提とした畿内／畿外諸郡の對比を論ずるといふのは、いかにも不自然である。しかも傳世文獻の中には、郡縣制と結びつかない「郡」の用例が存在する。例えば『春秋左氏傳』哀公二年に「上大夫は縣を受け、下大夫は郡を受け、士は田十萬、庶人・工商は遂げ、人臣隸圉は免ぜられん」とみえ、この「郡」は「縣」よりも小規模な邑、すなわち鄙邑を指している。「邦・郡得年」の「邦」が他例と同じく國都や小國を指すものとすれば、「郡」は『左傳』の事例と同様、そこに從屬する鄙邑を指

したものと解釋するのが適切であり、やはり都市國家時代を想起させる古義的用法と言うべきである。

以上のように睡虎地秦簡には、畿内と郡とを對比して前者のみを「邦」と稱した事例が實際には皆無であり、大多数の事例はある時点における秦の領域全體か、あるいは城邑・小國を指した用例である。時代が降って嶽麓秦簡や里耶秦簡においても、現在公表されている史料で管見に入った限りでは、明確に畿内（内史）のみを「邦」と稱した事例は認められない。楊振紅氏の想定とは逆に、戰國秦が畿内を一貫して「邦」と認識していたことを證明する史料の根拠は、見いだすことができないのである。

二 「故秦」の再検討

次の課題は、戰國秦の領域觀である。先行研究では、秦が關中地區を中心とする故地を「故秦」と呼び、占領地の諸郡やそこに住む「新民」と厳しく區別していたとする認識が通行していた。「故秦」を「秦の故地」である關中地區とする解釋は、二つの史料を根拠としている。即ち睡虎地秦簡『秦律雜抄』游士律と『商君書』徠民篇である。

(9) 游士在りて、符を亡^{うしな}はば、居縣は貲一甲とし、卒歲までに之^もを責めよ。●故秦人の出づるもの爲^{ため}に籍を削る

有れば、上造以上は鬼薪と爲し、公士以下は刑して城旦と爲せ。●游士律

(睡虎地秦簡『秦律雜抄』第四—五簡)

従來この「故秦人」を「秦の故地」「固有の秦土」の住民とする見解が主流であった。睡虎地秦簡整理小組は、「故秦人」とは即ち『商君書』徠民篇にいう「故秦民^{マツ}」であり、秦國固有の居民を指し、もと東方六國に屬していた「新民」と對比した呼稱である。出づるとは、境を出ることである」と注解する。『商君書』徠民篇とは、次の記述を指す。

今、故秦を以て敵に事はしめ、而して新民をして本を作めしむれば、兵外に百宿すと雖も、境内は須臾の時をも失はず。此れ富と強と兩つながら成らしむるの效なり。臣の所謂る兵なる者は、悉興盡起の謂ひに非ざるなり。境内の能く給する所の軍卒・車騎を論じ、故秦をして兵たらしめ、新民をして芻食を給せしめよ。

ここで「故秦」と「新民」が對比的に扱われており、「新民」が「新たに秦に歸屬した民」を指すことは明らかである。そしてこの記事は荒唐無稽な内容ではなく、戦國末から統一期の秦では、「秦」の「百姓〓黔首」を以前から所屬している「故」の民と、最近に歸屬した「新」民とに區別していた。里耶秦簡や張家山漢簡には、最近獲得した占領地を「新地」や「新黔首」と呼稱していた記事が見えている。⁽⁵³⁾

しかしながら、この徠民篇の記事と先の游士律とを結び付け、「故秦」〓「固有の秦土」や「秦の本土」〓「關中地區の民と單純に解釋することはできない。まず「故」の意味から檢證しよう。里耶秦簡には「故〇」という形で人間や事物の屬性を表した記事がいくつか見える。例えば次の事例。

(10) 二十六年八月庚戌朔丙子(二七日)、司空守膠敢て言ふ。

前日言へらく、競陵漢陰の狼遷陵の公船一を假る、袤三丈三尺、名づけて□と曰ふ。以て故荊の積瓦を求むるも、未だ船を歸さず。狼司馬昌官に屬す。謁ふらくは昌官に告げ、狼をして船を歸さしめよと。(下略)

(里耶秦簡 1-8-134)

(11) 故邯鄲の韓審里の大男子吳騷人と爲り黃皙色、隋面、長さ七尺三寸、年は今に至るまで六十三・四歳可り、行到端にして、它的疵瑕毋し。衣服・死産(生)・在所を知らず。(下略)

(里耶秦簡 1-8-894)

(12) ……「制詔」御史。聞くならく、代人に従に坐して以て繫せらるるもの多しと。其れ御史は往行し、以て其の名吏(事)・坐して以て繫せらるる所……を署し、縣は□して軍に奏せしめよ。初め□養到り、使者至るに、其の當に秦が下せし令に于て繫すべき者、其の坐する所の……令……を率署し、且つ盜戒を解け、と。

二十五年七月戊戌(二三日)、御史大夫綰、將軍に下し、令を假御史の警に下して往行せしめ……、書を都吏の従人を治むる者に下して、□大□□□見、校尉の軍を主するものに下し、都吏の従……を治するもの……を歸し、……書を……して従事せしむること各々二牒。故何れもとの邦の人なるか、爵死越□從、及び以て當に秦……を歸制すべき……有るか……を……せよ。

(J1-8-532+672+538 正面)

史料(10)の「故荆積瓦」は「舊楚の積瓦」であり、征服された舊楚地に備蓄された瓦器の運搬に関わる文書であろう。「荆(楚)」の範圍が戰國中期から後期にかけて大きく推轉している事實と、南郡を「故荆」と稱した事例が皆無であることを考慮すれば、江陵周邊ではあり得ず、「固有の楚地」の意味に解釋することはできない。史料(11)の「故邯鄲」もまた「もと邯鄲」居住の人間の謂いであり、「固有の邯鄲」などではあり得ない。さらに史料(12)は赤字が多く難解だが、始皇帝が代地の「従人」の繫留者の處理を命じた詔令を受け、御史大夫が下した文書の一部と推定される。その中に「故何邦人」かを報告させた語句がみえるが、これも舊所屬國の意味であることは瞭然であろう。

さらに嶽麓秦簡『爲獄等狀』四種の案例〇五に、簡の殘存情況はよくないが、「故秦人邦亡荆者男子多」という句が見える。案例の文脈から判断しても、この男子多なる人物が「もと秦人」で荆(楚)に國外逃亡した人物であったことは疑いが無い。

以上の用例に見える「故」は、いずれも「固有の」「本来の」ではなく、「もとの」「以前からの」という意味であり、人やモノの舊所屬を表現する常套句であった。従って游士律の「故秦人」もまた、「固有の秦地の人」や「秦本土の人」

ではなく、出國した「もと秦人」を意味した可能性が高く、またそのように解釋せねば意味が通じないのである。

すなわち「故秦人の出づる者の爲に籍を削る」とは、出國した「もと秦人」のために、関係者が出國者の戸籍を削除する行爲と解される。無論それは、連坐を免れるための家族や関係者による隠蔽工作の場合が多かつただろう。そして出國者の戸籍の削除は、秦國のいずれの地においても同様に問題となつたはずであり、対象を關中地區に限定する必然性は認められない。つまり當該條文を根據に、戰國秦において「故秦」なる地域的枠組みが存在したと主張することはできないのである。

そして『商君書』徠民篇の「故秦」も、その意味はあくまでも「以前からの秦人」であり、またかく解釋することで「新民」との對比も明確になるものと考えられる。そもそも當該篇の年代は商君變法の時點ではあり得ない。先行研究が指摘するように、「四世戰勝」という表現から判斷すれば、昭襄王期の情勢、ことに長平の戦い（前二六〇年）を踏まえたものであったことは確實である。⁽⁵⁵⁾ 秦の領域は恵文王・武王期には上郡や巴・蜀・漢中などに擴大済みであり、昭襄王期にはさらに黄土高原・三晉地區・南陽盆地・江漢平原にも擴大している。こうした中で關中地區のみを「故秦」と稱し、それ以外の郡の住民全てを「新民」と認識し續けていたとは考え難い。⁽⁵⁶⁾ 戰國末から統一前後の史料が「新地」や「新黔首」と稱する対象も、全て占領直後の周縁部の領域である。

そして注意すべき點は、戰國後期の秦が獲得した舊六國の住民を、自國民に編入していた事實である。確かに秦は領域擴大の過程において反抗的な占領地の住民を退去させ、自國から徙民を送り込むことがあつた。⁽⁵⁷⁾ しかし長平の戦い前後、上黨郡縣の住民が「秦民と爲る」ことを忌避して趙に降り、また『爲獄等狀』四種・案例〇一でも楚縣がただちに「秦」に編入されている事實が示すように、後期になると秦は占領地の住民を「秦」民に編入することを原則とするようになる。⁽⁵⁸⁾ 少なくとも秦の統治階層が、占領地の住民を自國民から區別し、編入を制限していた形跡は認めることができる。

以上のように、「故秦」という語句は、出國した「もと秦」の人間（游士律）や、占領直後の「新地・新民」に對して

「以前から秦に屬する」土地や民を意味するものであり、從來想定されてきたような關中地區乃至その周圍を含めた地域的概念ではあり得ない。この概念の存在を根據として、秦の國制が「本土」||關中と「占領地」||關外諸郡とを厳しく區別していたと議論することはできないし、まして兩者間に「邦」や「秦」の内外を想定することはもとより不當である。すると問題は、戰國秦における畿内地域の呼び名は何であり、畿内と畿外の間にはどのような區別が存在したのか、そして睡虎地秦簡にそうした區劃が認められないのは何故なのか、という諸點に移ることになる。

三 戰國秦の「中」と「郡」の關係

(一)「秦中」と「中」

戰國秦において、關中地區や畿内（内史）領域を指す「故秦」なる概念が確認できず、また畿内領域のみを「邦」を呼稱した事實も認められないことを明らかにした。それでは、秦は關中地區をどのように把握していたのであろうか。戰國末から統一期の史料において見出されるのは、「中」なる語句で表される諸概念である。

まず嶽麓秦簡『爲獄等狀』四種に「秦中」という語句が見える。⁽⁵⁹⁾この「秦中」が南陽郡と區別された秦の畿内領域を指すことは文脈から明らかである。「秦中」は傳世文獻に確認でき、秦末の反秦諸侯軍の中に、「故繇使・屯戍にして秦中を過ぎ」⁽⁶⁰⁾った際、「秦中」の吏卒から受けた酷い待遇に怨みを抱く者が多く、捕虜となった秦卒を虐待したという話が見える。⁽⁶¹⁾大櫛敦弘氏が正しく指摘するように、これらが關中地區・内史領域を指すこと、やはり疑問の餘地はない。戰國末から統一秦にかけて、關中地區は「秦中」と呼ばれ、他の郡と對比されていたのである。

この地域概念「秦中」と密接に關聯し、より行政用語としての性格を持つ語句に「中」あるいは「中縣道」がある。里耶秦簡には統一期の詔令や下達文書の一部と思われる次の一節が確認できる。

(13) □黔首習俗、好事、不好末作、其習俗槎田歲更、以異中縣。

この史料の内容は別に述べたことがあるが、おそらく遷陵縣を含む南方地域の住民について、彼らが「本事」（農耕）を好み「末作」（商業）を好まぬ點を評價しつつも、その「習俗」が樹木を伐採しつつ毎歲耕作地を替える焼畑農法であり、「中縣」の有り様とは異なっていると述べたものである。ここにいう「中縣【道】」とは、邊境の焼畑地區に對し、秦の中心地を指した呼稱と考えられるが、明確な範圍は示されていない。これに對し嶽麓秦簡『秦律令（壹）』には、よりはっきりとした規定が認められる。例えば、

(14) 亡邑里・官を仁（認）らず、以て何人なるやを知らざれば、中の縣道官は咸陽に詣よし、郡の縣道は其の郡の都縣に詣し、皆城旦舂に繫し、倉に搏作せしめ、苦（錮）し、舂をして出づる勿らしめ、之を將司すること城旦舂のごとくせよ。（中略）咸陽及び郡の都縣は恆に計時を以て邑里及び官を仁（認）らざる者の數獄を、屬所の執灋に上し、縣道官は之を別し、且つ都吏に令して時に之を覆治し、以て失者を論ぜしめよ。之を覆治して即ち情を言ふ者は、自出の律を以て之を論ぜよ。（嶽麓秦簡『秦律令（壹）』第一組、024-028簡）

(15) 郡、及び襄武・上雒・商・函谷關より外の人、及び郡・襄武・上雒・商・函谷關より外に遷せらるる……

（嶽麓秦簡『秦律令（壹）』第一組、〇五三簡）

……男女にして、去りて闖亡・將陽し、來たり入りて中の縣道に之くもの、少長と無く：人の室に舍り、室主の舍らしむる者、其の情を知りたれば、律を以て之を遷せ。典・伍告げざれば、賞すること典に一甲、伍に一盾。其の情を知らざれば、主舍は貲二甲、典・伍は告げざれば貲一盾。（嶽麓秦簡『秦律令（壹）』第一組、054-055簡）

(16) ……□□罪與郡縣道、及び子の隴西の縣道及び郡の縣道に居るを告げし者は、皆來たりて中の縣道官に之くを

得る母れ。

(嶽麓秦簡『秦律令(壹)』第一組、093簡)

(17) 五月、詔して曰く、粵人の俗、相ひ攻撃するを好み、前時秦中縣の民を南方三郡に徙し、百粵と雜處せしむ。會ま天下秦を誅し、南海尉它南方に居りて之を長治し、甚だ文理有り。中縣の人故を以て耗滅せず、粵人相ひ攻撃するの俗益く止み、俱に其の力を頼れり。今、它を立てて南粵王と爲し、陸賈をして璽綬を即授せしむと。它稽首して臣を稱す。

(『漢書』高帝紀十一年)

史料(14)は、「中」と「郡」という區劃を明示する。おそらく統一前後の規定であり、それ以前に畿内Ⅱ「中」と畿外Ⅱ「郡」という行政區劃が成立していたことを物語る。「中」の範圍は史料(15)に「郡及び襄武・上雒・商・函谷關」という區分がみえ、また史料(16)では「隴西」・「郡」と「中」とが對比され、前者から後者への移住が制限されている。史料(17)は傳世文獻だが、「中縣」なる呼稱が秦滅亡後も用いられていたことを示す。⁽⁶⁴⁾

このように遅くとも戰國末には、秦では畿内・關中を指す「中」という地域的な枠組みが成立していたこと、さらに「中」が、隴西郡の襄武・上雒・商邑などを除き、「郡」と對比・區別される行政區劃として、律令上でも明記されていたことが確認できる。同様の「中」という區劃の存在は、張家山漢簡の記事でも知られていたが、その原型が戰國時代に溯ることが確認されたのである。

そして確認しておかねばならない點は、嶽麓秦簡『秦律令(壹)』の諸條文が制定された戰國末から統一秦にあつて、「中」すなわち畿内と、畿外の諸郡との間に、襄武(隴西郡)・上雒・商・函谷關といった境界が設定され、通行や移住の制限が行われていた事實である。⁽⁶⁵⁾ 秦は領域が擴大した後も、「中」を他の郡縣と等し並びに扱うことはせず、内部の安定を優先していたことが窺われる。また畿内と畿外を分かつ境界が一貫して重要性を保っていたことも確實である。⁽⁶⁷⁾ 「邦」領域が擴大する中で、かつて「邦」であつた關中地區は、「郡」ならざる「中」と認識されていくのである。

さらに大櫛敦弘氏が述べるように、郡の設置後も、畿内地域には中央諸官が諸縣を直接分掌する、古古い體制がが存續し、多くの業務が郡守に任せられた畿外の諸郡とは、官制上の系統が相違していた可能性が高い。その意味で「内史」・「中」に對する統治が他の「郡」と同じではなく、本土としての性格を色濃く殘していたとする氏の指摘は、まことに正鵠を射たものと言わねばならない。

では秦の國制において、關中から關外への展開はどのように進められたのであろうか。また戰國末年に筆寫された睡虎地秦簡に、「中」や「郡」の記述がほとんど見られないのは何故なのであろうか。節をあらためよう。

(二) 戰國秦の國制の擴大・展開

嶽麓秦簡の「中」と「郡」とを區分した條文と比較すると、睡虎地秦簡の秦律の古があらためて浮き彫りとなる。裘錫圭氏、江村治樹氏、大櫛敦弘氏が述べるように、睡虎地秦簡には、關中地區が「領域全體」であつた時期に制定された、古い律文がそのまま保存されているのであり、それが各郡でも「準用」「襲用」されていた可能性が高い。そこには、内史を始めとする中央の諸官が各「縣」を直接分掌する體制が認められ、「中」と「郡」の區分を明記した嶽麓秦簡の秦律とは明らかな對照をなしている。

これは秦の國制において、關中地區を對照とした古い律に、必要に応じて新たな規定（十二郡）に言及する條文など）が加えられることはあつても、もともとの條文自体は長期間改定されることなく保存され、各郡でも施行されていたことを示す。⁽⁸⁸⁾

關中地區の諸縣を對象としていた律が、そのまま諸郡にも「準用」されていた事實は、少なくとも法律の施行という點では、秦が畿内と畿外の間に等差を設けていなかったことを物語る。そして前章までの検討結果を踏まえるならば、畿内と畿外の間に行政上の區劃は存在しても、畿内領域のみを「固有の秦土」や「邦」と見なす意識は確認できないし、占領

地の住民を自國民とは認定しないような施策も存在しなかったと考えられる。

このような経過から浮かび上がるのは、戰國秦の國制における同化・擴大の傾向である。秦は、睡虎地秦簡が筆寫された秦王政前期に至るまで、必要に応じて新たな律・令を追加しつつ、關中地區を対象とした當初の律文を占領地にもそのまま適用し、他國の住民を可能な限り「秦」に組み込んでいた。徠民篇の記事が示す如く、確かに「故」と「新」なる區別は存在した。しかしそれは、關中地區とそれ以外といった固定的な地域區分に基づくものではなく、領域擴大に伴い漸進的に周縁部へと更新されてゆく相對的な區別であり、また「新」の民も秦人であることに變わりはなかった。秦の國制は「故地」と「占領地」との間に嚴密な區別を設ける不聯續の關係ではなく、均質的な統治を占領地にも擴大していく、聯續性の文脈で理解すべきであろう。

その上で戰國秦の國制は、少なくとも次の三つの時期に分けて把握する必要がある。

(Ⅰ) 内史等の中央諸官が關中地區の縣・道・都官を分掌・統轄する段階。行政は諸縣を單位とする形で整備され、「郡」と畿内の區分は未成立である。

(Ⅱ) 領域擴大に伴い「郡」が設置され、郡守が中央官の職掌を代行する段階。律令は基本的に(Ⅰ)のものを、内史を郡守に読み替えるなどして準用し、さらに時々必要に応じて王令(律令)を追加・再公布する。

(Ⅲ) 統一に向けて律文や語句の整備・改定が行われ、畿内「中」と畿外「郡」が區劃され、前者を内史等の中央諸官、後者を郡守が管轄し、それぞれの分掌や文書行政の經路が整備されていく段階。

おおよその時期としては、段階(Ⅰ)が商君變法から惠文君期、段階(Ⅱ)が惠文王から昭襄王・秦王政の前半まで、段階(Ⅲ)が秦王政の後半期以降に相當するだろう。睡虎地秦簡の秦律は大部分が(Ⅰ)段階に制定された律文であり、少數の(Ⅱ)段階の律文が混在していると考えられる。睡虎地秦簡『編年記』に據れば、墓主「喜」は秦王政元年(前二

四六)に「傳」され、同三年(前二四四)に「史」に採用されて以降、同十三年(前三三四)に「從軍」するまで、南郡諸縣の令史として活躍していたと思しい。その年代と比較しても、睡虎地秦簡の内容は、意外なほど古い段階のものを保存していると言うべきである。

右のように考えれば、戰國秦の「邦」が畿内領域のみを指していたとする見解は、端的に言えば段階(Ⅰ)の律令に見える「邦」を、段階(Ⅲ)の畿内／畿外の区分に結び付けた結果であると考えられる。確かに両者は、關中地區という同じスケールを持つ。しかし「邦」と畿内(京師)は時代性を異にする別個の概念であり、これを安易に接合する解釋は、鶴のように實在しない體制を描き出す結果に陥りかねないと考える。

結びにかえて

以上、睡虎地秦簡を中心に、戰國秦の「邦」の字義を分析し、また「故秦」や「中縣」といった畿内意識に關わる語句の再檢證を行ってきた。

まず「邦」については、睡虎地秦簡はもとより、戰國期を通じて秦の畿内のみを指した事例は確認できず、基本的に「秦邦」やそれ以外の國家を意味し、城邑や都市國家(國都)を指す古義的な用例も、『日書』を中心にかなり廣く認められた。また「臣邦」のように独自の君主を戴く集團は、秦の實效支配領域内であっても、「秦」とは別の一個の「邦」として扱われていた。西周金文以來、周室・諸侯はもとより、服屬する蠻夷集團も廣く「邦」と呼稱されてきた事實に鑑みれば、先秦時代の「邦」は第一義的には独自の君主を戴く政體一般を意味していたと考えることができよう。従って秦における「邦」の原義はあくまで「秦邦」であり、郡に「邦」官が置かれることはあつても、独自の君主を持たない郡が「邦」と呼ばれたり、畿内と別個の「邦」と認識されることは、原則としてなかったと考えるべきである。

次に「故秦」である。關中地區が一貫して「故秦」と呼ばれていたとする見解には問題がある。少なくとも睡虎地秦簡

の「游士律」はそのように解釋できず、戰國期に「故秦」という固定的な地域區分が存在したとは考え難い。従來の見解は、漢代史料に見える秦の故地認識に、文脈の異なる睡虎地秦簡「游士律」と『商君書』徠民篇の記事を接合し、さらに睡虎地秦律の多くが關中地區を對象とする事實を混同してきたように思われる。実際には先行研究でも「故秦」の範圍は食い違っており、研究上の使用に堪える概念とは言えない。

戰國秦は領域擴大に伴い、舊來の領域の邊縁に郡を設置し、「邦」の内部に「中」と「郡」という區劃が次第に形成されたと推定される。しかしその國制は、兩者の間に「本國」と「占領地」といった等差を設けるのではなく、むしろ關中地區が『領域全體』であった時期に整備された法體系を、そのまま各郡にも施行していく形で展開した。それは不聯續の關係ではなく、むしろ擴大・同化の文脈で理解すべきと考える。

睡虎地秦簡の出土以降、研究者はその内容を、「秦代」あるいは「戰國秦」という時代枠で捉えてきた。そこに「郡」の姿がほとんど登場しない事實から、秦では關中地區のみを本國とし、各縣を單位に完結する體制が長く存続したと考えられ、また郡が縣を統轄する構造の後代性が指摘されてきた。しかし里耶秦簡や嶽麓秦簡の公表により、戰國末には「郡」の權限を前提とした全國規模の文書行政が確立されており、律令上でも「中」と「郡」とを區別した諸規定が整備されていた事實が判明している。睡虎地秦簡は意外なほど古い内容を保存しているのであって、戰國末から統一期の實態を、そのまま反映していると見なすことは困難なのである。

最後に、統一前後、秦の公的用語から「邦」の多くが姿を消している事實は、どのように評價できるであろうか。まずは「郡邦尉」など原義から乖離した「邦」官や、「邦門」などの古い用語を廣く淘汰している點を確認できる。これは因循して使用されてきた用語を整理し、より實態に即した語句に變更したものと評價できる。ただ統一秦の史料に秦國全體を指す「邦」もほとんど確認できず、「秦」という名稱自體も使用が制限された事實に鑑みれば、單なる用語の整理のみでは説明がつかない。やはり始皇帝は、「秦」や「邦」といった舊來の枠組み自體を清算し、皇帝のほかに君主が存在し

ない、新たな國家體制の構築を目指したのではないだろうか。それは「萬邦」に君臨する王權とは本質的に異なり、實效支配の有無を以て世界を劃する固い體制であると思われるのだが、統一以後の詳細については、爾後の課題とするほかにい。

本稿では詳しく議論することができなかつたが、かかる國制上の展開を跡づけるためには、やはり内史の實體とその變遷、そして郡縣制との關わりが重要な課題となる。また、嶽麓秦簡に見える「新地・新黔首」や「徼」など、さらに検討すべき關聯問題も多い。これらを次の課題とし、本稿の作業をひとまず終えたいと考える。

註

(1) 先秦期の黄河・長江流域は、中國文明内部においては無數の「邦」(殷代は「方」)が分立する世界と見なされており、西周時代の周王は「周邦」の君であると同時に「四方・四或」の「萬邦」を統べる存在でもあった。豊田久一 九八九、松井嘉徳二〇〇二などを参照。

(2) 大西克也二〇〇二を参照。
 (3) 「邦」字の避諱については、大西二〇〇二のほか、例えば死後避諱の立場に立つ龐樸一九七七、生前避諱と「國」「邦」の同義互換説の立場を取る影山輝國二〇〇五などの研究がある。

(4) 「或(國)」の原義をめぐっては、これを邑と武器の象形と見、城壁で圍繞された都市國家をあらわしたものとする古典的見解があった(于省吾一九八一、白川靜一九八四など)。しかし大西二〇〇二が論ずるように、西周期の「或(國)」の用例には「下或(國)」「東或」「南或」「四或

(國)」など廣域的地域を指すものが見られ、何尊銘文の「中或」も単一の城邑というよりは、洛邑附近の土地を指したものである(武王宣言時に成周洛邑は未建設である)。吉本道雅二〇〇三も西周期の廣域的な「或(國)」の字義を認め、むしろ春秋期に諸侯國レヴェルの「國」へと縮小したことを論じている。

(5) 大西二〇〇二は、「邦」字については西周・春秋・戰國期を通じて「國家を表わす名詞」であったと論じている。本稿で後述する睡虎地秦簡の事例についても、縣や郷が「邦」と呼ばれていたとする説を斥け、基本的には「國家」を意味していたと解釋する。これに對し工藤元男一九九一は睡虎地秦簡の「邦」が多義性を持ち、縣や郷レヴェルの城邑を指す場合もあったことを論じている。

(6) 拙稿二〇一五。
 (7) 楊振紅二〇一三。

- (8) 周海鋒二〇一三。
 (9) 孫聞博二〇一六・第一章第二節「秦漢太尉・將軍演變考」参照。
 (10) 工藤元男一九八四。
 (11) 鶴間和幸一九九二。
 (12) 鶴間和幸一九九七。
 (13) 大櫛敦弘一九九九。
 (14) 大櫛敦弘二〇一四。
 (15) 拙稿二〇一七。
 (16) 鶴間和幸一九九七が指摘するように『漢書』地理志下・秦地に「故秦」なる語句が見え、戦國期の秦を指している。ただしその範囲は「内史」よりも広く「雍・梁二州」の地であり、「故秦地天下三分之一、而人衆不過什三、然量其富居什六」とある。これは關中地區のみを指したものである。先行研究でも「故秦」を關中地區・畿内（内史）とする工藤・大櫛説と、内史上郡・隴西・北地などの諸郡を加えた土地とする鶴間説の間では、認識に相違がある。
 (17) たとえば森谷一樹二〇〇六は秦・漢初の内史所管地區を「京師」と呼稱する見解を提示している。
 (18) 王子今二〇〇四。
 (19) 工藤元男一九八一・一九九八は戦國秦の「内史」が元來は全國の財政を統轄する中央官（後の治粟内史に相當）であったが、縣制整備と領域擴大に伴い、畿内行政と全國財政の二重性を有するようになり、戦國末から統一期に治粟内史が析出された結果、内史は再編され「掌治京師」の行政官となったと論ずる（二重性）の議論は一九九八から。これに對し江村治樹一九八一は、内史が當初から「掌治京師」の行政官であったとする。楊振紅二〇一三も同様に内史を畿内の行政官と理解している。「内史」をめぐる從來の研究は大櫛敦弘二〇一四が總括しており、「二重性」など從來の論點を的確に整理し、内史一郡守の「讀替」説の有効性を追認するなど、研究史上重要な位置を占める。筆者も二〇一七年八月、中國人民大學で開催された第六屆出土文獻青年學者論壇の席上で「戰國秦的内史與郡縣制」（石洋譯）と題して研究史の論點を整理した。その詳細は別に機會を得て公表する豫定である。
 (20) 里耶秦簡二〇〇九簡「更名扁書」B一七「邊塞曰故塞」、B一八「毋塞者曰故微」とある。拙稿二〇一五参照。
 (21) 嶽麓秦簡『秦律令（壹）』〇九八一—〇二簡「之亡微中蠻夷而未盈歲、完爲城旦春」、「奴婢從誘、其得微中、黥額。其得故微外、城旦黥之、皆畀主。誘隸臣・隸臣從誘、以亡故塞微外蠻夷、皆黥爲城旦春。亡微中蠻夷、黥其誘者、以爲城旦春」と見える。「故微」は統一時點の秦邦の境界線「微」を呼び替えた表現であり、當然ながら關中地區に限定されない。「微中蠻夷」は領域内側に在って、秦の一般黔首と異なる形で把握された異民族の居住地であろう。
 (22) 『史記』西南夷列傳「秦時常頰（頰）略通五尺道、諸此國頗置吏焉。十餘歲、秦滅。及漢興、皆弃此國而開（漢書作關）蜀故微、巴・蜀民或竊出商賈、取其符馬・棘僮・髦牛。以此巴・蜀殷富。」

(23) 『爲獄等狀』四種案例〇一・〇二・〇五・一四に「邦亡」が見え、〇一以外は全て「荊」など外國への逃亡であり、
 〇一もその可能性が高い。拙稿二〇一七参照。

(24) 裘錫圭一九八一。

(25) 江村治樹一九八一。

(26) 森谷一樹二〇〇六。

(27) 大櫛敦弘二〇一四。

(28) 張家山漢簡『二年律令』の記述から、漢初の畿内諸縣は内史のみならず、職掌毎に太史・太卜・廷尉等の中央官に統轄されていたことが明らかとなっている。森谷一樹二〇〇六、游逸飛二〇一二、大櫛敦弘二〇一四参照。後述する戰國秦の「邦司空」「邦尉」といった「邦」官も、「縣司空」「縣尉」など諸縣の官を統轄していたと考える。

(29) 吉本道雅二〇〇七。

(30) 睡虎地秦簡の秦律に、少なくとも恵文王の稱王(前三二五年)より以前の條文が含まれることは、「公室」(「秦律十八種」工律、第一〇〇簡)・「公室告」(「法律答問」第一〇三簡、第一〇四—一〇五簡)という語句からも推定できる。里耶秦簡「更名扁書」に「王室曰縣官」(B八)、「公室曰縣官」(B九)なる規定が見え、統一以前の秦の公用語に、「公室」「王室」の二つが同義語として並存していたことが窺われる。「王室」が稱王以後の用語であるとすれば、「公室」とはそれ以前の詔令や律文等で使用されていた語であるに相違ない。そして睡虎地秦律に「公室」なる語句が残存している事實は、當該條文が稱王以前に制定

されたものであること、稱王以降も「王室」に改定されなかったであろうこと、の二点を強く示唆する。さらに秦が上郡を獲得した時期は、稱王の三年前に當る恵文君十年(前三二八年)である。睡虎地秦律の多くに郡の記述が認められない事實と、稱王以前の語句が残存している事實は、單なる偶然ではあり得ない。商鞅變法から恵文王稱王に至る約三五年間に、律文の多くが制定され、その後も改定を加えることなく、當初の形式を留めたまま施行されていた經緯を物語る。なお廣瀨薫雄二〇一七は青川木牘の再檢證を行い、おそらく商鞅段階で制定された「爲田律」を、秦武王が丞相・内史に命じて再公布させたものであったとする指摘を行っている。また高村武幸氏は二〇一八年五月に開催された第六三回國際東方學者會議において、秦の文書行政システムが、前四世紀半ばを劃期とする比較的短い時間内に成立したものであったと推定している。いずれも極めて示唆に富む指摘である。

(31) 睡虎地秦律の中でも明確に郡に言及する「秦律十八種」置吏律第一五八簡「縣・都官・十二郡免除吏及佐・羣官屬」は、整理小組および前掲吉本道雅二〇〇七が秦王政五年(前二四二年)の東郡獲得より以前の條文とする推定を行っている。これは恵文王期から秦王政即位の間にも、幾つかの新規の律文の制定が行われ、睡虎地秦簡がその少なくとも一部を含んでいることを示す。どの程度の條文の制定が行われ、うち何割の律文が喜によって筆寫されていたのかは、全く想像に任せる他はない。ただ重要な點は、置

郡後に追加された少数の條文と、置郡以前の舊來のままの條文とが、特に改定されることなく同居し、各郡において施行されていたと考えられることである。なお十二郡の内實については晏昌貴二〇一二に詳しい。

(32) 宮宅潔二〇一一に秦漢代の「司空」の詳しい検討があり、その中で睡虎地秦簡の「邦司空」が縣司空より上位の、より王權に密接した相應の官であったと推測している。

(33) 拙稿二〇一五参照。

(34) 「南陽邦尉」については拙稿二〇一五参照。「洞庭邦尉」は里耶秦簡J1-9-130に「 \square 洞庭邦尉府 \square 」と見え、さらにJ1-9-1874に「遷陵邦候」なる呼稱も見える(湖南省文物考古研究所二〇一七)。「洞庭邦尉」は疑いなく洞庭郡に設置された邦尉で、「郡邦尉」の實例に他ならない。後者の「邦候」は邦尉の屬官で、張家山漢簡『二年律令』秩律にいう「中候・郡候」(秩六百石)に相當する。「遷陵邦候」とは遷陵縣に派遣された「邦候」である。里耶秦簡J1-8-69簡正面に「邦尉都官軍在縣界中者各 \square ……皆以門亭行新武陵言書到 \square ……」とあり、「遷陵邦候」は「邦尉都官軍在縣界中者」の實例とみてよいであろう。これらは統一以前の「郡邦尉」「邦候」を示す重要な新史料である。

(35) 孫聞博二〇一六・五七七一六三頁は「更名扁書」の「郡邦尉↓郡尉」の改稱規定を根據に、秦では領域全土が「邦」と呼ばれたが、同時に「郡」もまた一個の「邦」と見なされたと推定している。しかしこの見解には同意できない。

「遷陵邦候」(J1-9-1874)は遷陵縣に派遣された「邦候」(邦尉の屬官)であり、この「邦」は遷陵縣を意味するものではあり得ない。同様に「洞庭邦尉」や「南陽邦尉」などの「郡邦尉」も、あくまで「邦尉」(當初は關中地區を管掌)が郡にも設置されたものと考えべきで、郡が「邦」であった譯ではない。加えて先に検討した如く、秦簡の「邦」は「秦邦」もしくは城邑を指す用例が圧倒的であり、畿内と郡の間に「邦」の區別があったことを示す痕跡は認めがたい。また傳世文獻に目を向けても、「史記」

秦始皇本紀「嫪毐封爲長信侯、予之山陽地、令毐居之。宮室車馬衣服苑囿馳獵恣毐、事無小大皆決於毐。又以河西・太原郡更爲毐國」、穰侯列傳「於是秦昭王悟、乃免相國、令涇陽之屬皆出關、就封邑。穰侯出關、輜車千乘有餘。穰侯卒於陶、而因葬焉。秦復收陶爲郡」と、「國」・封邑と「郡」とは明確に區別されていた。そもそも戰國秦で「郡」が「邦」とも呼ばれていたのであれば、「郡邦尉」という官職名は異文同義語を重ねた不可解なものと言わねばならないし、なぜ郡守を邦守と呼稱しないのかも説明できない。以上から、戰國秦では郡・縣に「邦」官が派遣・設置されることはあっても、畿内と郡との間に「邦」の違いは存在せず、また郡が「邦」と認識されることも原則としてなかったと考える。

(36) 拙稿二〇〇七参照。

(37) 睡虎地秦簡『秦律十八種』第二〇一簡【表I・14】に「道官、隸臣妾・收人を相輸せば、必ず其の已に稟くるの

年月日、衣を受くるや未だ受けざるや、妻有るや有る無きやを著せ。受くべき者は律を以て續けて之に食衣せよ。屬邦「律」と、道官の續食に關する律の規定があり、秦代の屬邦が各地の道に一定の管轄權を有していたことを示唆する。

- (38) 矢澤悦子一九九七、劉瑞一九九九、拙稿二〇〇七を參照。漢代の典屬國は『漢書』百官公卿表上「典屬國、秦官、掌蠻夷降者。武帝元狩三年昆邪王降、復增屬國、置都尉・丞・候・千人。屬官、九譯令。成帝河平元元年省并大鴻臚。」と見える。

- (39) 「屬邦」銘を持つ青銅兵器に五年相邦呂不韋戈（『殷周金文集成』一一三九六）、八年相邦呂不韋戈（『集成』一一三九五）、少府矛（『集成』一一五三三）、十三年少府矛（『集成』一一五五〇）、寺工矛（『集成』一一五三三）、屬邦矛（袁仲一・一九八四）などがある。また十四年屬邦戈が廣州市東郊の羅崗M4より出土している（廣州市文物管理委員會「廣州東郊羅崗秦墓發掘簡報」、『考古』一九六二年第八期）。屬邦は咸陽で中央諸官の一つとして武器の鑄造・保管・管理・支給を行い、また道官を通じて異民族を動員したり、屬官が最前線に出征することもあったと思われる。
- (40) この紀年復元は、東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所の共同利用・共同研究課題「簡牘學から日本東洋學の復活の道を探る——中國古代簡牘の横斷領域的研究（3）」（代表・陶安あんど）における目黒杏子氏の復元に據る。

- (41) 「卒人」は郡守クラスの敬稱で、ここでは内史・屬邦・郡守を指す。陶安あんど二〇一六參照。

- (42) 里耶秦簡「1-9-238」今洞庭兵輸內史、及巴・南郡・蒼梧輸甲兵、當傳者多」、同「1-10-15」五十歲居內史七歲□□」など。内史と諸郡の行政的區劃がいつから存在したのか、また内史に全土を管轄する中央官的職掌（いわゆる「二重性」）があったかについては、先行研究でも見解が分かれている。別稿で詳しく検討したいと考える。

- (43) 里耶秦簡「1-9-238」廿六年五月辛巳朔壬辰、酉陽騎敢告遷陵守。或詣男子它、辭曰、十五、居新武陵軫上。往歲八月戰（擊）反寇、遷陵屬邦候顯・候丞不智名與反寇戰、丞死。它獄遷陵、論、耐它爲侯（候）、遣它歸復令。令史崎追環它更論、它戰（繫）獄府、去亡。令史可以書到時定名吏（事）里、亡年日月、它坐、論報赦（赦）辜（罪）云一何、或覆問母有遺識者、當騰騰、爲報。勿留。敢告主。（下略）」

- (44) この點は里耶秦簡の「屬邦」關聯條文の情報を含め、高村武幸氏の教示を得た。

- (45) 工藤元男一九九一。

- (46) 大西克也二〇〇二。

- (47) 楊振紅二〇一四。

- (48) 工藤元男一九八一・一九九八、山田勝芳一九九三第四章「徭役・兵役」、重近啓樹一九九九第四章「徭役」、大楠敦弘一九九九など。また土口史記二〇一〇も「邦中」關中説の根拠が薄弱であることを指摘している。

- (49) 廣瀬薰雄二〇一〇第七章附論「卒の踐更」。
- (50) 森谷一樹二〇〇六が指摘するように、張家山漢簡『二年律令』津關令・第五〇二簡に女子の通行に關して函谷關から内史、内史から相國への上書が確認できる。ここから類推すれば、『法律答問』で内史が管理していた「邦關」に函谷關が含まれていた蓋然性は極めて高いと考える。
- (51) 山田勝芳一九九三・四四八頁、大楠敦弘二〇〇二。
- (52) 「邦」領域が擴大した後も、函谷關等のラインが交通を管理する要衝であり続けたことは、張家山漢簡「津關令」の内容や、嶽麓秦簡「秦律令(壹)」第一類・〇五三簡「郡及襄武レ・上雒レ・商レ・函谷關外人及遷(遷)郡・襄武・上雒・商・函谷關外」により明らかである。ただし「秦律令」當該簡は函谷關等を「邦關」とは呼んでいない。
- (53) 里耶秦簡 J1-8-156 正面「廿六年十二月癸丑朔庚申、遷陵守祿敢言之。沮守瘳言。課廿四年畜レ、息子得錢殿。沮守周主爲新地史、令縣論、言夫。●問之、周不在レ遷陵。敢言之。」張家山漢簡「秦讞書」案例一八「令、所取荆新地多群盜、吏所興與群盜遇、去北、以儋乏不鬪律讞。」いずれも獲得直後の領域を指したと思しい。始皇帝二十七年の紀年を持つ張家山漢簡「秦讞書」案例一八にも「新黔首」「荆新地」の記述がある。これら「新地」「新黔首」については于振波二〇〇九に検討がある。さらに本稿校正中に入手した嶽麓秦簡「秦律令(貳)」にも同様の語句が見え、「故黔首」と對比した條文も確認できる(〇三九一〇四四簡)。これらの事例についてはまた別に機會を得て論
- (54) 李洪財二〇一六は「從人」とは秦に滅ぼされた反秦諸侯國の人間の中でも身分の高い者達を指す呼稱であり、傳世文獻にいう「合從」の人を原義としていたとする。
- (55) 守屋美都雄一九五七、西嶋定生一九六一・第五章第三節「郡縣制の形成と二十等爵」、好竝隆司一九九二などを参照。
- (56) 秦は前三二八年に上郡を獲得して以降、前三二五年に陝縣、前三二六年に蜀・巴、前三二二年に漢中郡、前二九〇～二八六年に河東・河内、前二七八年に南郡、前二七二年に南陽郡、前二七一年に北地郡の地を得ている。侯國が置かれた蜀は別にしても、上郡・陝縣・漢中郡などは長平の戦いより五〇年以上溯り、河東・河内も二六年以上経過している。この間、關中地區のみが一貫して「故秦」であり、それ以外が「新地」であり続けたとは考えがたい。まして戰國末から統一期の「新」とは、より周縁の占領直後の土地・民であつただらう。「故」と「新」は固定的な地域ではなく、領域の擴大により推轉する相對的區別であつたと考える。
- (57) 西嶋定生一九六一・五一七頁以下では、いわゆる「新縣」形成の契機として秦による占領地の舊住民の強制移住と、秦からの徙民政策が論じられている。王子今二〇一五も同様の事例をより詳細に検討している。
- (58) 戰國秦が降伏した他國の郡縣住民を、原則としてただちに「秦」に編入していた事實については拙稿二〇一三a／二〇一七を参照。無論編入直後の民が「新民」「新黔首」として扱われたことは確實であり、また舊所屬國の爵位等

- を保存することもあった(里耶秦簡「戶籍簡」)が、それは自國民として扱わないことを意味しないし、また關外の住民全てを「新」と認定し續けていたとは到底考えられない。
- (59) 『爲獄等狀』四種、案例一四、第二二八—二二二簡「有(又)曰：馮將軍子臣癸敢昧死謁胡陽公。丈人詔令癸出田南陽。因種(種)食・錢賁(貸)、以爲私【書】。癸田新墾(野)。新墾(野)丞主幸段(假)癸錢・食一歲、小吏莫敢訶癸。今胡【陽少丙丞增】謂癸非馮將軍子。癸居秦中、名聞、以爲不□……………」。
- (60) 『史記』項羽本紀「諸侯史卒異時故繇使屯戍過秦中。秦中史卒遇之多無狀。及秦軍降諸侯、諸侯史卒乘勝多奴虜使之、輕折辱秦史卒。」
- (61) 大櫛敦弘一九九九。
- (62) 拙稿二〇一三b。
- (63) 宮宅潔二〇一七は『秦律令(壹)』には秦王政十四年(前二三三年)・二十年(前二二七年)・二十五年(前二二二年)の紀年を持つ統一以前に制定された律文を含むが、用字例に依據すれば、始皇三十年(前二二七年)以降に筆寫・改定を経たテキストであると推定している。
- (64) ただ、趙佗自身が常山郡出身であることを考えれば、ここにいう「中縣」が關中地區のみを指していたのかは疑問である。「中縣」の原義が關中・畿内であつても、實際にはより廣く中原地域を意味することもあつたと考える。
- (65) 張家山漢簡「二年律令」置吏律第二四—二一五簡「縣道官之計、各關屬所二千石官。其受恒秩氣稟、及求財用年輪、郡關其守、中關內史。」この「中」と「郡」の區劃については森谷一樹二〇〇六が詳しく論じている。
- (66) この點は宮宅潔二〇一七に、秦の統一直後においては、かつての國境線(故塞、故徼)ないし關中・關外を分かつ境界が強く意識されていたとする指摘がある。
- (67) ここで注意すべきは前引した睡虎地秦簡「秦律十八種」の「邦中之徭」である。これは諸縣から中央への臨時徵發であり、「邦中」は恐らく咸陽を指した可能性が高い。これに對し戰國末から統一秦の「秦中」「中」は畿内の謂いと考えられ、「中」の内實が諸縣の中央たる國都から、諸郡の中央たる畿内へと擴大していると推定される。
- (68) 廣瀨薰雄二〇一〇第四章「秦漢時代の律の基本的特徴について」は、秦漢時代の律が先王の下した制詔(王令)により一條ごとに制定されたものであり、それが各部局で保存・集積され、官吏は必要に応じて抽出・編纂して業務に使用していたとする。
- (69) 蠻夷については師寰益「中國社會科學院考古研究所一九八四—一九九〇(以下『集成』と表記)・四三三—四三一四/林巴奈夫一九八四(以下林と表記)・西周ⅢB」、駒父璽蓋「『集成』四四六四」、鉄鐘「『集成』二六〇/林・西周Ⅲ」などに「夷」の「邦」に關する記述が見え、特に鉄鐘銘では「南夷東夷具見廿又六邦」と厲王に來見した蠻夷集團(恐らくは君長階層)を「邦」としてカウントしている。「邦」は何らかの領域というよりも、獨自の君を戴く國家・政體一般の呼稱である。

【参考文献一覽】

(日文)

- 江村治樹 一九八一「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐる」〔春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究〕汲古書院、二〇〇〇年、所收。初出は一九八一年。
- 大櫛敦弘 一九九九「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た「統一前夜」」〔論集 中國古代の文字と文化〕、汲古書院、一九九九年、所收。
- 大櫛敦弘 二〇一四「近年の内史研究から見る秦漢統一國家體制の形成」〔中國史學〕第二四卷、二〇一四年。
- 大西克也 二〇〇二「『國』の誕生——出土資料における「或」系字の時義の變遷」〔郭店楚簡研究會編『楚地出土資料と中國古代文化』汲古書院、二〇〇二年、所收。
- 工藤元男 一九八一「内史の再編と内史・治粟内史の成立」〔工藤一九九八所收、初出一九八一年〕。
- 工藤元男 一九八四「秦の領土擴大と國際秩序の形成」〔工藤一九九八所收、初出一九八四年〕。
- 工藤元男 一九九一「『日書』を通してみた國家と社會」〔工藤一九九八所收、初出一九九一年〕。
- 工藤元男 一九九八「睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會」〔創文社〕。
- 重近啓樹 一九九九「秦漢稅役體系の研究」〔汲古書院〕。
- 白川靜 一九八四「字統」〔平凡社〕。
- 「秦代出土文字史料の研究」班 二〇一七「嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》譯注稿 その(一)」〔東方學報〕第九二冊。
- 陶安あんど 二〇一六「卒人に關する覺書」〔東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所「中國古代簡牘の横斷領域的研究」ホームページ <http://www.aatufs.ac.jp/users/Ejina/index.html>〕「史料ノート」所收、二〇一六年一〇月公表。
- 土口史記 二〇一〇「先秦期における「郡」の形成とその契機」〔同「先秦時代の領域支配」、京都大學學術出版會、二〇一一年所收。初出二〇一〇年〕。
- 鶴間和幸 一九九二「古代中華帝國の統一法と地域——秦帝國の法の統一とその虚構性——」〔同「秦帝國の形成と地域」汲古書院、二〇一三年、所收。初出一九九二年〕。
- 鶴間和幸 一九九七「秦長城建設とその歴史的背景」〔鶴間二〇一三所收、初出一九九七年〕。
- 豊田久 一九八九「周王朝と「成」の構造について——「成周」はなぜ「成」周と呼ばれたか」〔『東洋文化研究所紀要』第一〇九冊〕。
- 西嶋定生 一九六一「中國古代帝國の形成と構造——二十等爵の研究」〔東京大學出版會〕。

- 林巳奈夫 一九八四 「殷周時代青銅器の研究・殷周青銅器綜覽二」（吉川弘文館）。
- 廣瀨薰雄 二〇一〇 「秦漢律令研究」（汲古書院）。
- 廣瀨薰雄 二〇一七 「青川郝家坪秦墓木牘補論」（藤田勝久、關尾史郎編『簡牘が描く中國古代の政治と社會』汲古書院、所收）。
- 松井嘉徳 二〇〇二 「周代國制の研究」（汲古書院）。
- 宮宅潔 二〇一〇 「司空」小考——秦漢時代における刑徒管理の一斑（『中國古代刑制史の研究』、京都大學學術出版會、所收）。
- 宮宅潔 二〇一七 「嶽麓書院所藏簡「亡律」解題」（『東方學報』第九二冊）。
- 森谷一樹 二〇〇六 「二年律令」にみえる内史について（富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』朋友書店、所收）。
- 守屋美都雄 一九五七 「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（『中國古代の家族と國家』東洋史研究會、一九六八年、所收。初出一九五七年）。
- 矢澤悦子 一九九七 「戰國秦の異民族支配と「屬邦」（『明大アジア史論集』Ⅰ）。
- 山田勝芳 一九九三 「秦漢財政收入の研究」（汲古書院）。
- 好竝隆司 一九九二 「商君書研究」（溪水社）。
- 吉本道雅 二〇〇三 「春秋國人再考」（『立命館文學』第五七八號）。
- 吉本道雅 二〇〇七 「睡虎地秦簡年代考」（『中國古代史論叢』第九號、二〇一七年。初出二〇〇七年）。
- 渡邊英幸 二〇〇七 「秦律の夏と臣邦」（『古代（中華）觀念の形成』岩波書店、二〇一〇年、所收。初出二〇〇七年）。
- 渡邊英幸 二〇一三 a 「秦漢交代期における民・夷の歸屬と編成」（愛知教育大學歷史學會『歴史研究』第五九號）。
- 渡邊英幸 二〇一三 b 「榑田歳更」小考（東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所「中國古代簡牘の横斷領域的研究」ホームページ <http://www.aatufs.ac.jp/users/Ejina/index.html>、「史料ノート」所收、二〇一三年九月公表）。
- 渡邊英幸 二〇一五 「里耶秦簡『更名扁書』試釋」（『古代文化』第六六卷第四號）。
- 渡邊英幸 二〇一七 「戰國秦の國境を越えた人びと——嶽麓秦簡『爲獄等狀』の「邦亡」と「歸義」を中心に」（高村武幸編『周緣領域よりみた秦漢帝國』、六一書房、所收）。
- （中文）
- 晏昌貴 二〇一二 「睡虎地秦簡「十二郡」及其相關問題」（『秦簡地理研究』武漢大學出版社、二〇一七年、所收。初出二〇一二年）。
- 李洪財 二〇一六 「秦簡牘「從人」考」（『文物』二〇一六年二期）。
- 劉瑞 一九九九 「秦「屬邦」、「臣邦」與「典屬國」（『民族研究』一九九九年第四期）。

裘錫圭 一九八一 「薈夫初探」(中華書局編輯部『雲夢秦簡研究』中華書局、所收)。
 龐樸 一九七七 「馬王堆帛書解開了思孟五行說之謎——帛書《老子》甲本卷後古佚書之一的初步研究」(『文物』一九七七年第一期、北京)。

孫聞博 二〇一六 「秦漢太尉・將軍演變考」(『秦漢軍制演變史稿』中國社會科學出版社、第一章第二節)。

王子今 二〇〇四 「秦漢區域地理學的『大關中』概念」(『秦漢史論叢』第九輯、所收)。

王子今 二〇一五 「秦兼并戰爭中的『出其人』政策——上古移民史的特例」(同『秦漢交通史新識』中國社會科學出版社、二〇一五年、所收。初出二〇一五年)。

影山輝國 二〇〇五 「關於漢代的避諱」(『簡帛研究』二〇〇二、二〇〇三) 廣西師範大學出版社、所收)。

楊振紅 二〇一三 「從秦『邦』、『內史』的演變看戰國秦漢時期郡縣制的發展」(『中國史研究』二〇一三年第四期)。

游逸飛 二〇一二 「太史・內史・郡——張家山『二年律令・史律』所見漢初政區關係」(『歷史地理』第二六輯)。

于省吾 一九八一 「釋中國」(中華書局編輯部編『中華學術論文集』中華書局、所收)。

于振波 二〇〇九 「秦律令中的『新黔首』與『新地吏』」(『中國史研究』二〇〇九年第三期)。

袁仲一 一九八四 「秦中央督造的兵器刻辭綜述」(『考古與文物』一九八四年第五期)。

周海鋒 二〇一三 「爲獄等狀四種」中的『吏議』與『邦亡』(王沛主編『出土文獻與法律史研究』第三輯、上海人民出版社、二〇一四年、所收。初出は二〇一三年)。

中國社會科學院考古研究所 一九八四—一九九〇 『殷周金文集成』(文物出版社)

湖南省文物考古研究所編 二〇一七 『里耶秦簡(貳)』(文物出版社)

【附記】本稿は二〇一六年一月に東洋史研究會大會の席上で報告した「秦統一前後の「邦」と畿内」の内容に加筆・訂正を施したものである。席上、また発表後に有益な助言を賜った皆様に篤く御禮を申し上げる。また本論の内容はアジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「簡牘學から日本東洋學の復活の道を探る——中國古代簡牘の横斷領域的研究(3)」(代表・陶安あん)と、平成二六〜二八年度JSPS科研費(若手B)「新出簡牘資料を用いた戰國秦から統一秦にかけての國制變革に関する研究」(代表・渡邊英幸)、平成二七〜二九年度JSPS科研費(基盤C)「西北周緣領域の歴史的展開からみた中國古代史の再構築に関する基礎的研究」(代表・高村武幸)による研究成果を含む。

role of Buddhists within them.

THE QIN'S CONCEPTS OF STATE AND CAPITAL DISTRICT DURING THE WARRING STATES PERIOD

WATANABE Hideyuki

This paper reconsiders several important aspects of the Qin's concepts of state and capital district during the Warring States period, particularly in terms of inter-regional relationships and the process by which they expanded their area of dominion.

In this paper I considered three major issues. First, I reconsidered the character *bang* 邦 that appears in Qin period documents. While *bang* basically means nation or state, it also had a range of ambiguous uses, with recent theories being posited that *bang* referred only to the capital district, the central precinct. This paper refutes that theory, stating that the only specific examples of the term referring solely to the capital district are found at an older stage of the legal system when the Qin domain was limited, and thus clarify that *bang* refers to the state or city-state.

Second, I analyzed the terminology used to differentiate areas within the Qin domain, and those to indicate the capital district. Earlier scholarship has strongly supported the theory that the Qin strictly differentiated between *guqin* 故秦 or "district of original dominion" and those areas and populace outside that district, which were newly under their rule. Those theories further believed that *guqin* was a "set state". However, reexamination of related historical documents indicates that it is wrong to interpret *guqin* as a "set state." Rather, strict differentiation and exclusion was no longer apparent during the Qin's process of expanding its territory and absorbing new populations.

Third, I confirmed the terminology used for the Qin capital district, and sought the process by which the state government system was applied to the newly acquired regions. This process clarified the following various points. Namely, until the late Warring State period the Qin established a division between the center *zhong* 中, specifically the ruler's capital district, and *jun* 郡, the provincial government. However, the Qin applied their existing legal framework essentially unchanged as they expanded their territory from the former to include the latter. Thus the relationship between capital district and provincial government was not

one of differentiation or different but equal, but rather should be grasped as a continuation/expansion relationship.

Thus, this article posits the establishment process of the Qin state government, divides that process into three major periods, and discusses how more of the older laws established in the mid Warring States period are preserved in the important *Yunmeng Shuihudi Qin jian* 雲夢睡虎地秦簡 bamboo slips than in contemporaneous late Warring States period documents.

THE COMPOSITION AND TRANSITION OF THE TOMBS ON MANGSHAN DURING THE LUOYANG ERA OF THE NORTHERN WEI

MURAMOTO Ken'ichi

In regard to the tombs on Mangshang 邙山 that the Northern Wei built after transferring the capital to Luoyang, Su Bai 宿白 pointed out that the custom of clan burial was still maintained by the Xianbei 鮮卑 and his theory still has great influence today. This theory postulates that the sinification policy of the Emperor Xiaowen 孝文帝 did not extend to funerary customs. In this paper I trace the changes in the Mangshan tombs and examine the theory of Su and consider what the dynasty sought in the configuration of the tombs.

As for the tombs established by Emperor Xiaowen immediately after the transfer of the capital to Luoyang, the imperial tomb was placed on the western edge and the imperial Yuan clans tombs nearby, while the tombs of high-ranking officials of the Han people were placed in the vicinity of the tomb of Western Jin DuYu 杜預 in the east. The separation of the Xianbei and Han tombs that had existed since the Pingcheng 平城 period was maintained. During the reign of Emperor Xuanwu 宣武帝, the imperial family tombs were located to the east of the Chanhe river 瀍河, and on the west bank of the Chanhe was the emperor's own tomb. It is also a distinctive characteristic of this period that only members of the imperial family and emperors' wives were buried in the accompanying satellite tombs built around the emperors' tombs. In the reign of Emperor Kaoming 孝明帝, the intervention of the emperor and empress regarding the placement of imperial family's tombs increased, and determining locations of tombs became a means of dominating the imperial family. The tombs of maternal relatives also came to be regarded as accompanying satellite tombs.